

第3回宇治市空き家等対策計画策定委員会（要旨）

会議名	第3回宇治市空き家等対策計画策定委員会
日時	平成30年10月9日（火）午後6時30分～午後8時30分
場所	宇治市役所 5階 501会議室
出席者	（委員）高田会長・橋本委員・内田委員・三浦委員・本城委員・松田委員 （欠席）安田委員・木下委員 （事務局）岩本副部長・松井副課長・松本係長・吉田主事 （傍聴者）なし
1. 説明・報告事項 （1）市民意識調査等の結果について（速報） 事務局より、市民意識調査及び民生児童委員への調査結果に関する速報を報告した。 主な報告内容としては、居住期間、登記名義人の確認、現在所有の家屋が空き家となった場合の対策、近隣の空き家、空き家所有の有無や管理・活用意向・維持管理の悩み、空き家アドバイザー制度について、空き家発生抑止のための施策、空き家の活用方法に関する設問について、資料に基づき報告を行った。 （2）質疑・応答 （委員）炭山・西笠取など過疎地の回答数が0件となっているが、もともとの配布数が少なくなっているのか？ （事務局）その通りである。 （会長）これは、層別の無作為抽出かと思うが、地域と年齢も分けているのか？ （事務局）地域のみである。 （会長）では、人口比に応じた無作為抽出ということで、年齢は偶然高い人のお手元に届くことが多かったと考えられる。 （委員）そうなってくると、アンケートの回答が市街地に集中するのかなと思われる。速報の資料18ページ、空き家の意識に関して、「空き家がありますか？」という設問があるが、「ある」と回答した地域別を知りたい。また、どの地域に空き家があるか、たとえば、山間部に多いのか、旧市街地に多いのかなどが分かればと思う。また、困っている内容も、市街地と山間部では異なるのか	

などが分かればと思う。

(事務局) 今後の正式な報告書の中では、今ご意見いただきました地域ごとの空き家の有無なども掲載させていただく予定である。

(委員) この市民意識調査に、民生委員への調査も重ねるような形になるのか？

(事務局) 民生委員の結果については、業者委託ではなく、事務局で集計等を行っているため、別の掲載となる。

(会長) 先ほどの委員の質問は、周辺部に行くと人口が減少していることから、人口比にするとサンプル数も減少するが、逆に空き家は相対的に多くあるということに気がしながら分析をしていただいたということではないか。

2. 議事

(1) 宇治市空き家等対策計画（初案・事務局案）について

事務局より、宇治市空き家等対策計画（初案・事務局案）に関して、背景、市民意識調査等の結果からみる宇治市の空き家等に関する課題、計画の基本方針、空き家対策の取組方針、実施体制について、資料に基づき説明を行った。

(2) 質疑・応答

(委員) 計画案30ページ、取組方針2の①市政だよりやSNSなどの活用について、市民意識調査でも制度などを知らないという回答が特に60代・70代以上から出ていたが、その年代の人たちはSNSを活用しないと思われる。それよりは、地域のコミセンや体育館、集会所などでの広報をされた方が効果的ではないかと思われる。市の施設などで定期報告などを行う機会があるが、そういった施設に空き家に関する冊子などが置かれていない。地域の人たちはそのような場に集まることから、より効果があるのではないか。

また、計画案31ページ、取組方針3の④空き家活用コンペについて、これは非常に有効だと思うが、市民だけを対象とするのではなく、若者の意見は非常に面白いことから、工業高校や宇治市内の高校の部活などからも応募できるようにすると、より良いものになるのではないか。同時に、不動産業協会や建築士会、宅建業協会など色んな業界にも広報を行うと良いと思われる。

最後に、計画案32ページ、所有者が判明していない場合に相続財産管理人制度の活用ができるのか？

(事務局) 所有者が亡くなっている、子どもが先に亡くなった結果、相続人がいないというケースがある。宇治市でも、平成28年度に1件すでに利用したケースがあり、家庭裁判所に相談をし、申立てを行った。

(委員) それは、だいぶ特異な例ではないか？

相続人が多数いるケースや、以前、他の委員がおっしゃられていたように、相続人全員が財産放棄をした結果、相続人がいないというケースはあると思うが、相続人が誰もいないというケースはこれまで聞いたことがない。

(事務局) 頻繁にあるかと言われるとそうではないが、ありえないとも言えない。ご発言にあったように相続放棄をされるケースというのが、最近増えてきている。相続人全員が放棄しているケースや一部の人しか放棄していないケースなど様々ではあるが、可能性としてはあり得るため、計画の中には検討の材料として、掲載している。

(委員) 相続財産管理人制度は、利害関係のある者が申立てを行うことができる制度であることから、行政もしくは市民が申立てを行うことになると思う。自治体によっては、利害関係があるとしても公費を投入しない方針を取っている所もあり、行政の計画の中に記載されていると、「行政でやってくれる」と市民が思わないか危惧している。宇治市の中で申立てを行う場合のコンセンサスが取れていれば良いと思う。

(委員) 納税通知書の中に、注意喚起の文書などを入れる予定であるということだが、登記名義人と納税通知書の送り先が異なっている場合、登記名義人を変えていないことが多いと思われる。したがって、そのような場合に注意喚起の文書を入れるとよいと思うが、司法書士会では相談窓口を開設していることから、その注意喚起の文書の中に登記相談に関する文言を入れてもらえると、相続登記などもスムーズに回っていきけるのではないかと思う。また、無料相談会についても、早期の段階で声をかけていただけると、人の確保なども可能であり、協力することができると思う。様々な活動を行っており、ノウハウもあることから活用していただけたらと思う。

(事務局) 注意喚起のような悪い話ではなく、相談先がありますよと言った次の話へ繋がるような内容にさせていただきたいと思う。

(委員) 内容としては、「登記名義人が変わっていないとお困りになりますよ」というような文言になると思うが、たとえば、計画案28ページ、空き家の各段階の図の所で、①居住・使用段階であれば人が住んでいるから安心であると、一般的には思われている。しかし、人が住んでいたとしても、登記名義を変えていないと②空き家段階へ進んでしまうと、③管理不全段階まで止めようがない。

人が住むだけであれば問題はないが、①の段階で登記名義を変えておかないと、売却の際などに問題が生じることから、納税通知書を送る段階で、登記名義人とその宛先が違うことが分かっているのであれば、名義は変えないといけないというぐらいの意識を持ってもらった方が良いと思う。

(委員) 計画案28ページ、取組方針1が管理不全な空き家等への対応ということで、取組方針2・3と続くが、空き家の各段階の所でも①～③となっており、合っていないように思うので、①～③は取ってしまった方が良いと思う。

また、管理不全の空き家の対応を取組方針1に持ってくるのであれば、計画案32ページ、管理不全な空き家等への対応も取組方針1の後ろに記載した方が良いと思う。

(委員) 取組方針の1が管理不全な空き家等への対応ということで、これがまず大事であると明言していくが、先ほど委員が言われたような居住使用段階から空き家段階になって管理不全段階まで至るという時間の経過と逆のようになっていることから、計画案26ページ、基本方針1・2・3の部分でなぜこの順番にしているかを前書きなどで書けたら良いのではないかと思う。

また、計画案25ページ、「空き家等の課題の整理」ということで、課題がいくつかの段落に分けて書かれているが、最後の段落だけ、結びが宣言のようになっている。ここはあくまで課題なのであるから、結びの部分の表現を工夫した方が良いと思う。この部分に書くのか、先ほど申し上げた26ページに書くのかどちらが良いのかは検討する必要があるが、基本方針の順番で対応をするというつなぎをどこかに入れた方が良いと思う。

形式的なことであるが、計画案25ページ、最終段落の1行目で「現在地域の生活環境を悪化させている空き家等の解消」というフレーズがあるが、

全ての空き家が生活環境を悪化させているとは限らないと思う。しっかりと管理されていて、近所との付き合いなどがあれば問題はないと思われるので、「生活環境の悪化につながるような」など表現の工夫が必要だと思う。また、計画案24ページ以降、「市場流通」という言葉と「流通」という言葉が出てくるので、統一をした方が良いと思う。

(委員) 文章に関して、計画案24・25ページ、「次に市内…」、「一方、丘陵地…」、「また、山間地域…」という部分は、それぞれ分かれているので、このように表現をするのではなく、分けて考えた方が分かりやすいと思う。

(会長) 委員が言われたことに関係して、全体として言うと、最初の分析の所で、ある程度宇治市で空き家対策をやって来てその施策が有効だったということを書いている。これは、「特定空家等」への対策だと思うが、相談件数も災害のことを考えなければ、一旦減少傾向にあり、「特定空家等」が地域に外部不経済を生んでいるという状況も、これまでの施策が有効的であって、悪い方向に進んでいるのではないという分析で良いのか。

であれば、もう少しそれははっきり言っておいた方が良いと思う。これまでやってきたことが一定の効果がある。

しかし、空き家問題というのは、近所に迷惑をかけるというのだけが問題というわけではなく、適正に管理していても、放っておいてまた管理不全状態に戻ってしまうという問題もある。したがって、根本的な施策を講じなければいけないというような認識をしており、より遡った、つまり、取組方針1だけではなく、取組方針2や3についても、しっかりと取り組んでいく必要がある。

更に言うと、住宅政策がこの背景にあることから、計画案28ページ、①居住・使用段階が良い状態で持続するような住宅政策に結び付けていくことが望ましいと考えられる。したがって、空き家の発生段階から言うと、最初の方を睨んだ施策が必要であることを最終的にはこの計画として述べてはどうか。つまり、最終的に管理不全段階になってしまったものだけをこの計画の対象とするのではないということが、24・25ページ、それ以降で書かれていると、分かりやすくなるのではないかと思う。

データなども掲載していることから、第3章などと第1章に繋がりがあると、より説得力があると思われる。

計画案29ページ以降の「取組例」については、もう少し詳細に書いた方が良い。

(委員) 市民意識調査などの結果でも出ているように、空き家となっている原因の1番が「居住者の死亡」で2番が「居住者の施設入所・入院」ということだが、現在国の制度で相続をした空き家を更地にして売却をしたり、補強をして売却をしたりすると、譲渡所得が控除される。これは期間の制限があるため、その期間に手続きなどを行わなくてはならない。

先ほど委員も言われた通り、相続が発生すると、相続登記を行うことも1つであると思うが、それは法律で定められておらず、強制する力が弱い。逆に登記をする、売却をするとどのようなメリットがあるのか、特にこれは国の税制なので、宇治市も国の施策の内容を市民に伝達するとより効果的ではないか。

(事務局) 先ほど、委員からありました啓發文書の中に、今言われたような国の制度を分かりやすく掲載するということが良いか。

(委員) その通りである。登記をしなくてはいけないというのは自治体の主観の話だと思うので、行政の文書で掲載しにくいのではないかと思う。一方、これは国の制度であるので、掲載をして市民に伝えていくことが必要ではないかと思う。

この制度は期間限定であるが、国でも空き家対策の制度はこれからも随時取り組んでいくはずなので、その制度を随時周知していくことが必要ではないかと思う。

(会長) 全体的に情報を市民に伝える力が弱いということなので、先ほど委員が言われたような情報伝達のルートをしっかりと整備していくことが重要ではないか。

宇治市の場合、地域の自治会などコミュニティが役割を果たすのは難しいのか？また、地域の不動産事業者の方が役割を果たされる。あるいは、不動産事業者がやられるイベントに行政が役割を果たすことは難しいのか？要するに、ただ紙に印刷して送ったり、渡したり、置いておくだけでは、ほとんど高齢者の方に対してはインパクトを与えていない。宇治市では、これまで様々な施策を行っているので、間接的には伝わっているはずだと思う。しかし、伝わっている人と伝わっていない人がいるということが最

新の調査で分かり、必要な人に伝わっていないということが分かっているので、それを伝える方法について、宇治市の中でも地域性があるのかもしれないが、業界団体や地域の力を借りて広報することも必要ではないかと思う。

(委員) 協会では、様々な自治体で空き家の相談会、空き室相談、空き家バンクの相談などについて行っているが、いずれの自治体でも広報の仕方が問題となっていて、参加者が6名程度となっている。組長を通じて広報を行っている自治体もあるがあまり変わらなかった。

2・3年前に京都府などでハザードマップを作る事業があり、その際は町内の回覧板の配布を含めて一斉に回ったと思う。コミュニティの話で言うと、町内会の回覧板は情報が一番早くて、インパクトがあるのかなというイメージはある。相続をされるのは50代・60代の方で、ご高齢になられる方が対象となるので、その方たちに空き家の促進をしていこうとすると、その方たちが見やすい広報の方法になると思う。もっとも、予備軍の方がいるので、ホームページやSNSの活用は必要になるが、調査データに基づく対象は50歳・60歳・70歳代の方なので、その方たちが見られる媒体の調査というのがもう少し必要になるのではないかと思う。

(委員) 町内会の加入率は65%となっている。ただし、入っておられない所の多くが集合住宅のため、今言われた高齢者の方は大体入っておられる。また、我々も様々な配布物を回覧板で回すように依頼するが、ご意見も頂いているところである。もっとも、回す値打ちのあるものというのをよく峻別していくというのが我々の仕事と思っているので、ベタなやり方というのは大事だと思う。

(会長) 京都市では、町内会と不動産事業者が連携して、空き家対策をやっている所もある。力がある所はうまく行くのかもしれないが、どちらも弱い所もあるわけなので、地域によって対応を考えないといけないと思う。

行政が、空き家対策を支援するというのも、何をすればよいのかは地域によって異なるので、この計画としては、地域性を考慮した情報・伝達の方法を考えて、複数の経路で情報を伝えていくということを書いてはいかか。

(委員) 情報提供だが、宇治市の中でも一部地域であると思うが、リノベーション

まちづくりを取り組んでおられる業者が、中宇治地域に興味を持っているという話を聞いた。行政が主体的に行うわけではないが、計画案31ページ、流通・利活用の促進でそういった取組例や関連する内容なども書けたら良いのかと思う。

(会長) 掘り起しが困難なので、利用する方もうまくニーズが合えば良いのかなと思う。

(委員) 話が変わるが、自分の親族が亡くなった時、斎場に空き家のチラシが置いてあった。確かにそういう時って話が出る。やはりそういった視点は重要だと思う。自分の親族の所も8年間空き家だったが、「どうするか」という話が出ていた中で、そういうチラシがあったから相談することができた。

(事務局) 調整は必要になるが、市民課で死亡届を出しに来られた時に、様々な手続きと併せて、空き家に関してこういったことも考えてくださいというものを渡せたらと考えている。

(委員) それも良いと思う。また、建築指導課が行っている耐震診断のときに、「相続をしていない」という話があれば、たとえば司法書士の先生にお願いをするということも考えられる。会長が言われたように、色んな媒体を活用し総がかりでやっていくような形で広報していくとよいのではないかと。

(会長) 計画案28ページ以降の取組2・取組3あるいはその先の話になるのかもしれないが、これから空き家の増加が見込まれるミニ開発の密集地で2戸1化を促進していくというようなこともこの計画の中に盛り込んでいただけたらと思う。

深読みをすれば、この中でも読むことができるかもしれないが、居住環境の整備に向けた対策が管理不全な空き家等の防止や流通・利活用の促進に寄与することになると思うので、流通・利活用の中に組み込むというのでも良いし、取組4を新たに設けるなどでも良いと思うが、より宇治の住環境整備を進めるような施策が結果として空き家防止につながるということを特に計画の最後の部分で強調すると良いと思う。

市の財政との関係で言うと、計画案31ページ、④空き家再生・利活用コンペの話もそうだが、そこだけを見ると公費を投入しているだけに見えるが、2戸1化の促進というのは、不動産価値を上げる施策なので、必ず市の財政から見るとプラスで返ってくる施策であるという側面もある。公費

を一方向的に投入する施策ではないと思うので、不動産の流通や活用が円滑に進むような市場の環境整備をやっていくことが、宇治の財政問題も良くしていくという認識が持てるような表現方法が良いのではないかと思う。

(委員) 今の点について、確かに2戸1化については会長が言われる通りだが、今回の空き家計画から見ると、1歩先を進んでいるのではないかと思う。まちづくり全体の話になっているので、この計画の中でどこまで記載することができるかというのは、事務局でも検討が必要であると思う。

(会長) 分析の部分で、「宅地規模が小さい」あるいは「インフラがあまり整っていない所は空き家になりやすい」という傾向が一般的にあると思われるが、そのようなことが宇治に即して言うと、データとして示されていないと思う。

(委員) 西小倉地域のことだと思うが、今年度より大学などが入って研究をされているので、一定そのことも踏まえながら、考えていく必要があると思う。しかし、今回の計画の中で、本当にそれが反映できるのかということがある。

(会長) 方向性としては、それが私としては宇治の地域に非常にフィットした方向としてあるのではないかと思う。

(委員) 計画案26ページ、流通・利活用の促進について、京都市などでは空き家をリフォームして貸し出す場合、条件は厳しいが補助金が出る。

たとえば、古い家を300万円かけて改修し、家賃を月5万とする場合、1年間で60万しか入って来ないので、改修費用を回収するのに5年かかる。オーナーからすると、自分にお金が入って来ない建物に対して、自分の貯金を一旦崩し、他人のために家を改修して住んでもらうようなことはされない。さらに、空き家となってしまうと、改修費用が返ってこないことになる。

基本的に市場流通に空き家を乗せようとする、オーナーはリスクを負わなければならないが、そんなリスクを負う人はいない。自分のためではなく、人のために自分の家を改修して他人に貸すという発想は、市場では成立していない。考えているほど、市場流通・利活用というのは簡単なものではない。

そこで、京都市ではその家を改修して人に貸す場合、補助金を出している。

誰かのお金がそこに無ければ、空き家を持っている人は、賃貸や改修などをやりたくてもやることができない。自分のお金を出せない人や、自分のお金を出せたとしても流通に乗らないから進んで出さないことがある。

私の所でも、お金を立て替えて改修工事をさせていただいて、家賃から改修費用を回収するという仕組みの物件を売っている場合もあるが、それでもなかなかうまく行かない。行政からすると空き家が1つでもない方が良いのはよく分かるが、空き家の所有者からすると、「なぜ空き家にしないためにお金を出さないといけないのか」という発想なので、空き家にせざるを得ないというのが現実だと思う。

なので、管理不全の空き家をなくそうと思うと、この空き家になるメカニズムをよく理解しないといけない。自分が所有している空き家を改修して貸したり売ったりするかということ。銀行なども25年たってしまうと、価値は0と判断する。

中宇治の平等院の前などは別であるが、市場流通・利活用というのは最も難しいので、ここに掲載していることのほとんどが不可能だと思う。

先ほど説明があったコンペの補助金を活用して特異性のある物件を作って、賃貸するなどはどううまく行くかもしれないが、モデル的に行うのが精一杯で、何百件と出来るわけではない。むしろ、考えないといけないのは、空き家を「人に住んでもらおう」「使ってもらおう」とするのであれば、流通に行くまでの資金面や流通をどのようにするのかという所が最も問題だと思う。

自分たちも建物所有者の方に「空き家で売られませんか・貸されませんか」と聞きに行くが、「貸したいけどお金がない」とほとんどの方が言われる。貸した方が、お金が入って家も傷まないから良いのは分かっているが、「お金がないから」と9割の方が言われるので、流通に乗らない。「では、売られますか？」と聞くと、「私だけのものではない」「兄弟にも相談しないといけない」「親の家だから」といった理由で回答される。結局のところ、残したいが改修できないというのが現実である。そういった理由で流通にうまく乗らないから、計画案26ページの基本方針3はうまく行かないと思う。

(会 長) 京都市の場合、京町家の保全というのが市域全体としてあって、壊さない

という大方針のもと、様々な関連制度がある。

さらに、観光の観点から、ゲストハウスの需要が高まっている。地域住民との調整なども必要になるが、家屋所有者が改修するのではなく、利用者が改修してゲストハウスを運営する場合もある。賃貸住宅でも同じスキームでやっておられるところもあるが、宇治の場合、そのようなことが成立するのは一部の地域だと思う。

基本的に使えるものは活用したら良いと思うが、宇治市全域で壊さないのが良いのかというのはその地域や建物の状況によると思う。先ほど申し上げた2戸1化の対象地域では、小さな家を改修するより規模を大きくする方が不動産の価値は上がり、沿線の住宅需要の高まりにも合致すると思う。地域の経営という視点でこの空き家問題は考えないと、指導行政的な発想だけでは、解決しないと思う。地域によってそれに合致する解決方法が必要だと思う。

良好な環境が築かれている地域では、規模が大きい家が多いので、先ほど委員が言われていたように、「誰がその家を改修するのか」という問題などがあり、難しい所がたくさんあると思う。様々なアイデアを集めて、その地域に合致したやり方を継承していくことが必要である。

ある程度、先の見通しがあり、需要があるところについては需要を考えた対応をその地域ごとにとっていく必要がある。私自身が宇治の中でイメージできるのは京都市モデルが確実に使えそうな地域やミニ開発の地域で、この基本方針3の絵が描ける地域もあるのではないかなと思う。

したがって、基本方針3については、地域ごとの運用が宇治市全体の経営につながると考え、空き家対応をうまく位置づけることが必要だと思う。

また、管理不全な空き家等の対策は全市的に取り組む必要があると思うが、各部局が同じように関わるというよりも、施策によってまた地域によっても関わり方が違って来るように感じるので、全市的に対応していくということも強調すると良いのではないかなと思う。

(委員) 宇治市周辺の行政の空き家対策協議会に参加していると思うのが、宇治市の近隣市町村では、宇治市に人が出て行くのでその人をできるだけ出て行かせないように考えている。それよりさらに過疎のところはその近くの行政に出て行かないようにと対策を考えている。宇治市としては、放ってお

いても流入してくる人をどうやって受け入れるかを考えるのも、大事ではないかと思う。

(委員) 産業振興の計画を現在策定しているところであるが、宇治市に住んでいて他市町村に働きに行く人と他市町村から宇治に働きに来ている人は同じぐらいということが分かっている。宇治市で働いて他市町村に帰っていく人たちの住環境の支援なども必要ではないかというのも産業振興の計画の中でも少し言及していくこともあり、市全体の計画の中で考えている所である。

(委員) 若年層は経済面で苦勞しているので、若い労働者に空き家を安価で貸し出すなども1つの手かもしれない。

(会長) 就労の面は今言われた通りだと思うが、観光の問題もこれから力を入れて行かれるだろうと思っている。昼間人口を増やしていくという施策は宇治市ではどのようなことをしているのか？

(委員) 観光の計画はすでに出来ているが、年間560万人ほど来ている。交流人口の確保ということで、いわゆるインバウンドの呼び込みなどを観光部門で行っており、その結果ゲストハウスの需要につながっている。

(会長) ゲストハウスでも近隣に迷惑をかけるゲストハウスもあるが、地域に還元されるゲストハウスもある。住環境の面から言うと、居住環境をプラスにするようなゲストハウスを誘導するというのを最初から考えておかないといけない。問題が起こるたびに潰していくとエネルギーがかかるだけである。

また、宇治の場合はもっと観光客を呼び込めるはずなのに、呼び込めていないという気がする。様々な観光資源をうまく活用するようなことを考えれば、空き家問題も結果として解決につながるような気がする。

(委員) これからのシーズンになると、平等院周辺はすごく混雑するが、それ以外のシーズンや平日となると、なかなか日本人旅行者が来てくれないので、東南アジア系の方にアピールをして、その方たちが食事をしたり体験ができたりする施設を作ろうと今議会で議論されている。

それ以外でも、長い時間宇治にいてもらえるような仕組みづくりを現在行っているところであるので、それが上手いこと行くと、次は商業地や空いている所をゲストハウスとして活用していくことが考えられる。

今のところだと、「空きそうなどころがありますが、ゲストハウスどうですか」と聞いても「平日は空いたままである」などの理由で食いついてこないで、交流人口の増加にまず取り組んでいる。

(会 長) ゲストハウスの需要が安定的であるとは思っていないが、全体の施策をどのように持って行くのかだと思う。観光は観光だけの計画で進んで、空き家の観点が排除されていると非常にもったいないと思う。

特定の目の前にある問題解決が空き家対策計画ではなく、行政の様々な所と関わっていて、それをつなぎ合わせるという考えをもっと持たないといけないと思う。

そういう意味では、空き家を荷物と見るのではなく、資源と見て様々な施策との関係の中で連携して対策を講じる必要があると思う。

3. その他

事務局より、今後のスケジュールや第3回会議の意見の反映方法などを説明した。

(会 長) 議会では、単に報告を行うだけになるのか？

(事務局) 初案の報告とパブリックコメントを実施することの報告を行う。

(委 員) パブリックコメントについて、業界団体や民生委員さんなどに声をかけておいたら良かったということが他の自治体などの反省で挙げられていたもので、そのようにされるのが良いかと思う。

(事務局) パブリックコメントの結果については、他の計画などでもあまりよくないということが出ているため、様々な方法を検討したいと考えている。

(会 長) パブリックコメントはネット上でしかやらないのか？

(事務局) 市内の公共施設などにも置かせていただく予定である。

(会 長) それはやはり置いてあるだけになってしまう。先ほど委員が言われたように、色んな団体に持って行って配らないと意見が出て来ないと思う。今回の場合は幅広いところから意見を集めていただくのが良いかと思う。

(事務局) 工夫させていただく。

4. 閉会